

秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する営繕課運用

「秋田県建設キャリアアップシステム活用に関する実施要綱」（以下「要綱」という。）における、営繕工事の運用を次のとおり定める。

1 実施項目及び実施内容

- CCUSを活用する工事として、受注者は以下の項目をすべて実施すること。

実施項目	実施内容	確認できる書類の例
①施工体制技能者登録	当該現場に従事する技能者情報を登録すること。	就業履歴一覧（月別カレンダー）等
②就業履歴情報の蓄積	カードリーダー等を設置し、技能者情報を登録した技能者の就業履歴情報を蓄積すること。	就業履歴一覧（月別カレンダー）等

※施工体制技能者登録を行う際には、「職種」の確認や「立場」（当該現場において、主任技術者や職長等「立場」がある場合）の情報を付加した上で登録すること。

2 システム活用にかかる費用計上

- 次の算定式による金額を、共通仮設費に積上げ計上する。

（算定式）

$$\text{CCUS経費} = \text{工期(月)} \times 1,000\text{円(税抜)} / \text{月}$$

※カードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）を含む。

※工期の算出において、1ヶ月未満の端数が生じたときは、これを1ヶ月として計算するものとする。

- 当該金額から大幅な増減があると認められる場合は、受発注者間での協議により決定するものとする。

3 費用の積算方法

- 2の費用は、現場管理費率及び一般管理費等率を含むものとする。なお、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット等）や通信費は計上しない。

4 その他

- 事業者登録、技能者登録、管理者ID登録にかかる費用、及びレベルアップ料金は、費用計上の対象としない。
- 監督員等は、現場確認等の際にCCUSの活用状況を受注者へ確認し、下請事業者を含め、CCUSの未活用※₁又は活用の不備※₂が認められた場合は、受注者に対して是正するよう求めるものとする。

- ・ なお、CCUSに登録された施工体制台帳及び施工体系図は、受注者が当該現場のIDと発注者用のパスワードを記載した打合せ簿を情報共有システム等により提出し、監督員等がCCUSにより確認するものとする。
- ・ 受注者は、発注者からの依頼があった際には、CCUSの活用に関するアンケート調査等に積極的に協力するものとする。
- ・ 本運用に定めのない事項については、必要に応じて受発注者で協議して定めるものとする。

※1 「CCUSの未活用」：下請事業者含め事業者及び技能者のCCUS未登録がある場合

※2 「活用の不備」：実施項目①及び②が実施できていないこと

附 則（令和8年1月16日 営-720）

- 1 この運用は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この運用による規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい）、随意契約にあっては見積依頼通知をいう）を行う工事から適用する。